

令和5年度 第1回 地域と学校パートナーシップ事業 運営協議会 資料

目 次

資料 1	新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱・・・	1
資料 2	新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱	2
資料 3	令和5年度 地域と学校パートナーシップ事業の概要	4
資料 4	今後の事業推進に向けた取組と課題	12

新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱

(目的)

第1条 本市において、市の設置した小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が、さらなる学校教育活動の充実を図り、地域全体で学校を支援する体制整備を図るため、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(1) 本市における社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動の推進に関する協議・検討に関すること。

(2) 広報活動、地域教育コーディネーターの養成に関すること。

(3) 事業実施後の検証・評価に関すること。

(4) その他地域と学校パートナーシップ事業に関すること。

(委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

(1) 学識経験者

(2) コミュニティ協議会関係者

(3) 学校関係者

(4) 社会教育関係者

(5) ボランティア団体関係者

(6) 行政関係者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、協議会の進行を行う。

3 副委員長は、委員長が欠席した場合その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

3 協議会の会議は公開とする。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会地域教育推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱

＜事業の目的＞

第1条 新潟市の設置する小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が、さらなる学校教育活動の充実を図るとともに、社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項に基づき、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を推進し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とし、新潟市地域と学校パートナーシップ事業（以下「事業」という。）を実施する。

＜事業の内容＞

第2条 前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 学校と地域団体（地域コミュニティ協議会など）、社会教育施設（公民館など）を結ぶネットワークづくり
- (2) 学校の教育活動における地域人材の参画と協働
- (3) 学校における地域の学びの拠点づくり
- (4) その他、事業を推進するために必要と認められる活動

＜実施校の選定＞

第3条 新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、各学校区を単位として、事業の実施校を選定する。

＜推進会議の設置＞

第4条 事業を推進する組織として、実施校区にパートナーシップ事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

＜推進会議の役割＞

第5条 推進会議は、次の役割を担う。

- (1) 事業の推進方針に関すること。
- (2) 事業の実施と評価に関すること。
- (3) 事業にかかわる情報の発信及び地域住民や教職員等の啓発に関すること。
- (4) その他、事業の推進に関すること。

＜推進会議の構成＞

第6条 推進会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地域団体の代表
- (2) 学校の代表
- (3) 社会教育施設の代表
- (4) その他、座長が必要と認める者

2 推進会議には、座長を置き、構成する者の互選により選出する。

＜推進会議の開催＞

第7条 推進会議は、必要に応じて座長が招集し、開催する。

＜地域教育コーディネーターの配置＞

第8条 教育委員会は、事業の円滑な推進と充実を図るため、第3条で選定した実施校に地域教育コーディネーターを配置する。

- 2 地域教育コーディネーターは、別に定める募集要綱により、公募する。
- 3 地域教育コーディネーターの任用期間は1年として、任用の日からその年度末までとする。
- 4 地域教育コーディネーターは、地方公務員法に規定された「会計年度任用職員」として別に定める規則にしたがって服務する。

＜地域教育コーディネーターの役割＞

第9条 地域教育コーディネーターは、学校と地域活動や社会教育施設との調整役となり、地域の人材を発掘したり、学校を核とした地域ぐるみの教育活動を企画・運営するなどの役割を担い、次の職務を行う。

- (1) 学校や地域団体、社会教育施設との連絡、調整に関すること。
- (2) 学校支援ボランティアの組織、整備に関すること。
- (3) 地域の学びの拠点づくりに関すること。
- (4) その他、事業の推進に関すること。

＜学校における推進担当＞

第10条 事業実施校は、事業の円滑な推進のため、教職員の中から地域連携担当教職員を選任する。

- 2 地域連携担当教職員は、地域教育コーディネーターと連携を図りながら事業を推進する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年度 地域と学校パートナーシップ事業の概要

新潟市教育委員会 地域教育推進課

1 事業の目的

本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域と共にある学校づくりを推進し、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

2 根拠になるもの

○教育基本法（平成18年12月22日施行）

第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

○学校教育法（平成20年4月1日施行、平成23年6月3日最終改正）

第21条

第1項 学校内外における社会的活動を促進し……

第2項 学校内外における自然体験活動を促進し……

第3項 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き……

第43条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協働の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（「小学校」の部分「中学校」に読み替える）

○社会教育法（最終改正平成29年、新第5条第2項等より）

第5条

教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

○学習指導要領総則

小学校～第1章 第4-2-(12)、中学校～第1章 第4-2-(14)

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。

○新潟市教育ビジョン第4期実施計画（令和2年3月策定）

【中心的な考え方のテーマ】 **これからの社会をたくましく生き抜く力の育成**

～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～

【視点3】 **地域と共にある学校づくりの推進（基本施策9-1）**

○新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

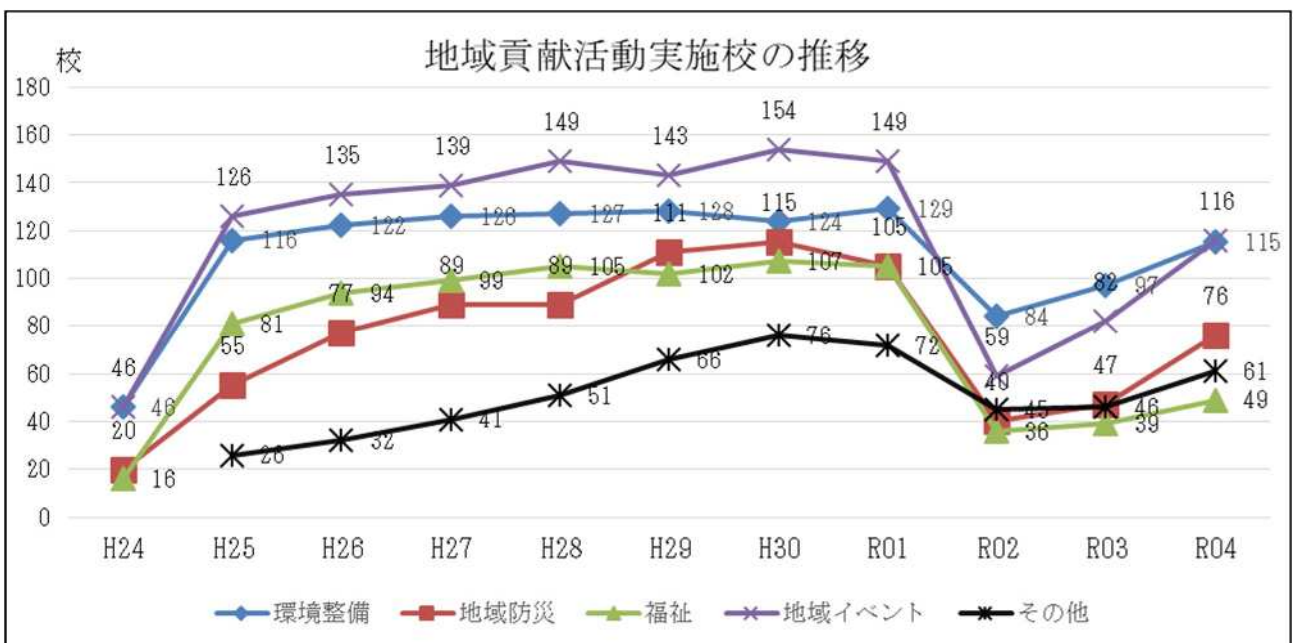
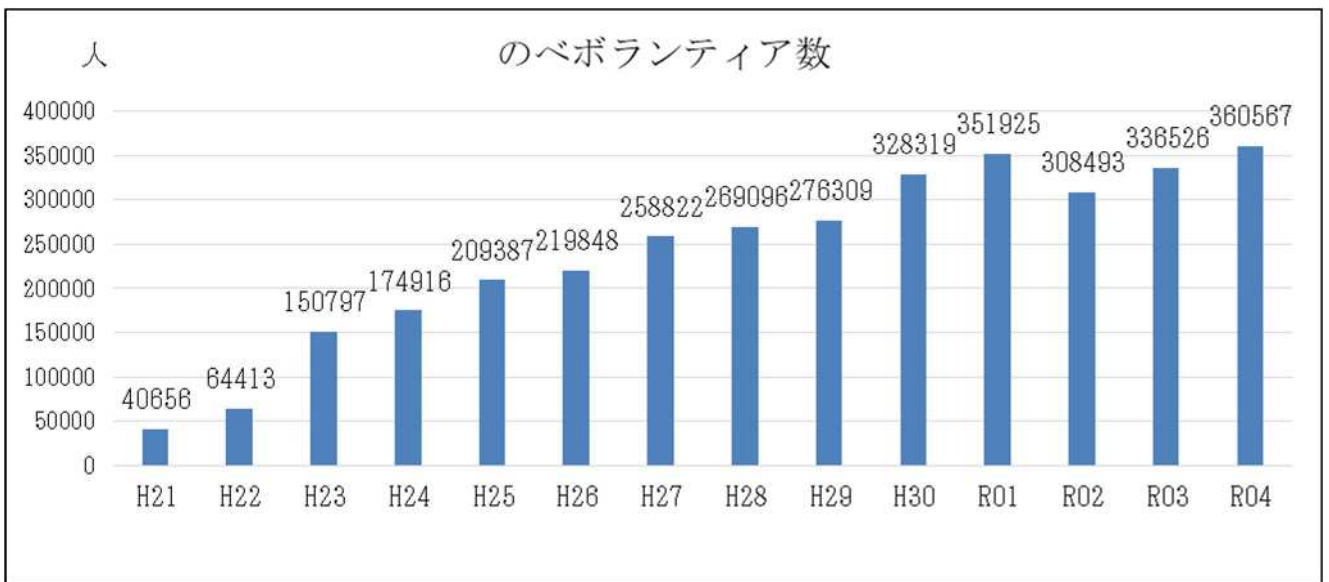
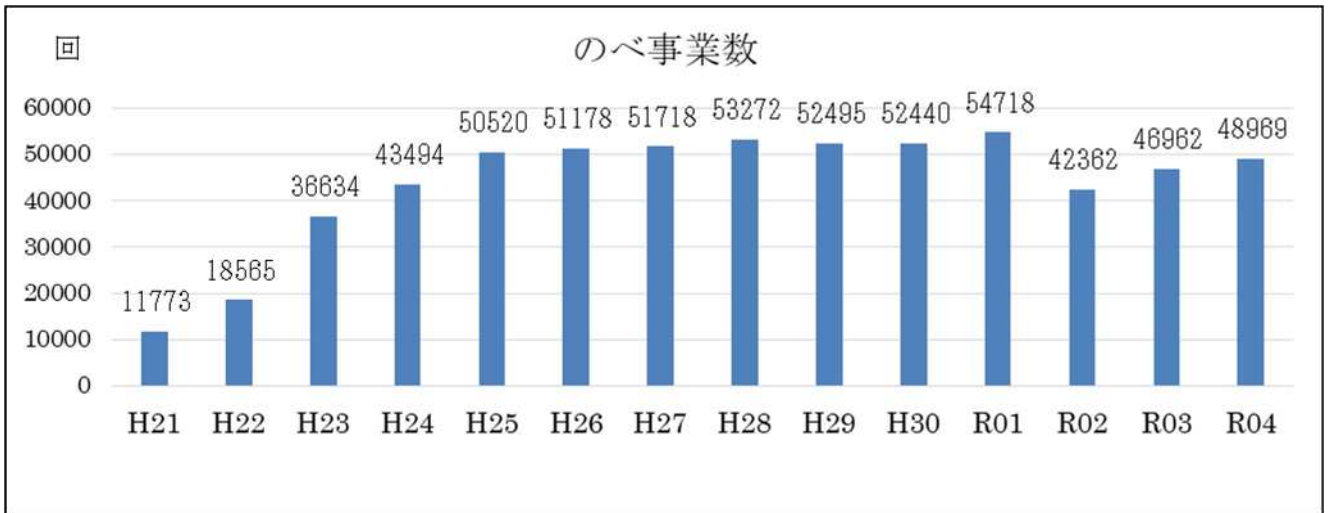
3 実績の推移

(1) 実施校数、地域教育コーディネーターの人数

年度	市単独事業	文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」(令和元年度より)		実施校合計
		委託事業 (国10/10) 20~22年度	補助事業 (国1/3・市2/3) 21年度~	
19年度	8校	—		8校
20年度	22年度で委託事業が終了し、対象校40校はH23年度から補助事業に移行 ※1 学校の統廃合による減	40校(小学校32, 中学校8)	—	40校
21年度		40校(小学校32, 中学校8)	24校(小学校15, 中学校9)	64校
22年度		40校(小学校32, 中学校8)	65校(小学校42, 中学校23)	105校
23年度		139校(小学校96, 中学校43)	139校	
24年度		158校(小学校103, 中学校54, 中等教育学校1)	158校	
25年度		173校(小学校113, 中学校57, 中等教育学校1, 特別支援学校2)	173校 (全校実施)	
ㄱ		ㄱ	ㄱ	
30年度		165校(小学校106, 中学校56, 中等教育学校1, 特別支援学校2)※1	165校 (全校実施)	
R1年度		166校(小学校106, 中学校56, 中等教育学校1, 特別支援学校2, 高等学校1)	166校 (全校実施)	
R2年度		167校(小学校106, 中学校56, 中等教育学校1, 特別支援学校2, 高等学校2)	167校 (全校実施)	
ㄱ		ㄱ	ㄱ	
R5年度		167校(小学校106, 中学校56, 中等教育学校1, 特別支援学校2, 高等学校2)	167校 (全校実施)	

年度	小学校	中学校	中等教育学校	特別支援学校	高等学校	計(人)	備考
19	9	—	—	—	—	9	
20	38	14	—	—	—	52	
21	69	34	—	—	—	103	
22	104	50	—	—	—	154	
23	143	75	—	—	—	218	
24	158	89	1	—	—	248	
25	170	95	1	3	—	269	
26	180	89	1	4	—	274	
27	173	97	1	2	—	273	
28	192	100	1	2	—	295	
29	196	99	1	2	—	298	
30	192	96	1	2	—	291	
R元	196	100	2	2	1	301	
R2	193	93	3	2	1	292	
R3	195	95	2	4	2	298	
R4	191	96	1	3	2	293	
R5	213	107	2	4	2	328	兼務16名

(2) 事業数, のべボランティア数, 地域貢献活動数



4 事業内容

各校では、地域教育コーディネーター（以下、コーディネーター）が核となり、次の4点を柱に「学・社・民の融合による教育」を推進した。

(1) 学校と社会教育施設、地域活動を結ぶネットワークづくり

学校、社会教育施設、地域活動の三者が、子どもの健全育成のためにどのような「思い」や「めあて」をもって、どのように活動しようとしているのか、学校（地域教育コーディネーター）が情報交流拠点となって、それぞれがより効果的な活動となるよう意思疎通を図ること。さらに進んで、相互にできる範囲で協働していけるように調整を図ること。

(2) 学校の教育活動・課外活動における地域人材の参画と協働

学校の教育活動や課外活動の充実を図るために、学校支援ボランティアとして地域人材を活用すること。持続的な学校支援となるように、学校支援ボランティアを組織化することが望ましい。なお、学校が地域から支援を得るだけでなく、児童生徒が地域に出て貢献活動や交流活動をすることも含む。活動の「ねらい」や「方策」「評価」等について、教職員と地域住民が、対等な立場で忌憚なく意見を交わし合い、協議し、共有化することで、教育効果を最大限に高めることができる。

(3) 学校における地域の学びの拠点づくり

学校の教育資源（ひと・こと・もの）を活用し、地域住民の生涯学習の場を提供すること。具体的には、学校の教育活動に関連して（学校行事、PTA活動等）地域住民に学びの場を提供する、学校教育に支障がない範囲内で、学校の施設・設備を地域住民の学び（文化活動、学習活動、地域づくり及び交流）のために提供する、など。

(4) 学校の教育活動の様子を地域へ発信

地域教育コーディネーターが中心となって、様々なメディアを活用して、保護者や地域、社会教育施設等に学校の教育活動の様子を情報発信すること。子どもや孫がいない世帯にも学校教育に関心をもってもらうよう促すことが肝要である。最近では、コミュニティ協議会や区役所等と連携して広報活動を行ったり、ラジオやホームページなど各種メディアを活用したりして、情報発信を工夫している例が見られる。

5 令和4年度の成果と課題

それぞれの立場からみた成果

(1) 子どもにとって

新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、当事業の取組は、子どもの学力向上、社会性の育成、自己肯定感の伸長に大きなつながりがある。

体験的な学習や活動が制約される中でも、子どもが地域の大人とかかわる場面を設定することで、認められる場、ほめられる機会が生まれ、子どもの健やかな成長を支えている。

(2) 地域にとって

ガイドラインに沿ってボランティアの受け入れを行った。感染症の影響もあったが、昨年度に比べて、ボランティアの実人数も延べボランティア数も増加した。学校支援ボランティアからは、「子どもたちと一緒にいると元気が出る」「役に立てている実感がある」「子どもたちとの活動が生きがいになっている」という声が聞かれる。

(3) 学校にとって

地域教育コーディネーターと地域連携担当教職員、管理職が「現状でできることは何か」「どのような配慮が必要か」「学校の考えを地域にどう伝えていくか」などについて連携し、地域と目標を共有し、重点を図りながら取組を進める体制が整ってきている。

学校の考え、子どもの学びや活動の姿を学校運営協議会などの場で伝えたり、学校だよりやコーディネーター通信などで発信したりした。これらのことによって保護者や地域住民が学校の教育活動をより理解し、「自分たちにできること」を考える機会になっている。

(4) 社会教育施設等にとって

第1回目と第3回目の事業研修会で、公民館や図書館と学校との連携の在り方や取組の具体例を説明した。両館の職員は、学校との連携の仕方について情報を共有するグループ研修にも参加した。

感染症禍にあっても公民館や図書館との交流や連携を進めている学校、その他の社会教育施設との連携を探っている学校が見られる。今後、連携の好事例を紹介していきたい。

令和4年度の課題に応じた方策からみた成果

(1) 「取組の『重点化』及び目標共有と役割分担について

「重点化」については、各校が「学校支援活動」「地域貢献活動」「地域交流活動」「学びの拠点づくり」から自校の教育ビジョンを踏まえて選択し、取組を進めている。

「目標共有、役割分担」の意義については、年間3回の事業研修会において、学校運営協議会制度（説明：教育総務課）とパートナーシップ事業のつながりを示して説明を行った。研修会アンケートの記述や、研修会における協議・情報交換の様子から地域との目標共有、役割分担の大切さについて理解が進み、意識が高まってきていることが感じられる。

(2) 研修の充実について

全3回の「地域と学校パートナーシップ事業研修」を感染症対策を講じて開催し、その中でテーマに沿った情報交換も実施した。研修会後のアンケートでは、区ごとの話合いや区を超えての情報交換について肯定的に評価する声が多く寄せられた。また、7月上旬に校務支援システムに「校内研修用スライド」データを格納し、「パートナーシップ事業通信 縁の下」や「新任校長研修会」などで各校での活用を促した。

各区教育支援センターが研修幹事とともに「区研修」の企画・運営にあたった。それぞれの区で「地域教育コーディネーターの職務内容や取組についての情報交換」「コミュニティ・スクールや特別支援教育についての講話」「地域の教育資源についての講話や体験活動」などを基に学びを進めることができた。区研修は各校と区教育支援センターが結びつきを強め、コーディネーター同士のネットワークを拡げる貴重な機会になった。

(3) 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善について

感染症の影響で、地域教育コーディネーターの勤務環境は、「計画を立てづらい」「計画の見直しが必要になる」といった状況が続いた。しかし、無理のない形で取組を進めたため、配当した勤務時間を計画的に執行した学校が増え、返納する学校が減少した。計画どおりに執行した学校は、勤務時間の再配当を希望し、事業をより充実させようとした。

地域教育コーディネーターの勤務の状況などを考慮し、今年度も勤務実態調査は行わないこととした。過年度までの調査結果によると、複数制採用校の地域教育コーディネーターが、「相談しながら職務を進めることができる」「業務が分担できる」などそのよさを感じてい

る。市内小・中・中等教育学校・特別支援学校に学校運営協議会制度が導入されたことを踏まえ、「地域とのネットワークづくりの強化」と「地域教育コーディネーターの多忙化解消」の観点から、複数制配置をより一層、押し進めていく。

コーディネーターの業務用パソコンを他の教職員と同じように校務支援システムにつなぎ、校内外の連絡や、地域教育推進課からの直接の連絡などができるようになった。操作に慣れた地域教育コーディネーターが増加し、情報の伝達・共有がよりスムーズに行われるようになっていく。

(4) 市民への周知の推進

「地域と学校ウェルカム参観日」を取組の重点化（実施校を8校とし、予算や地域教育コーディネーターの勤務時間数を厚くして配当）を図って継続実施した。実施校においては感染症対策の徹底、活動形態の工夫をし、子どもの学びの姿を公開した。感染症の影響を受けながらも、市内の学校では様々な形で地域との連携・協働が進められていることを発信することができた。

区教育支援センターと連携し、市報や区だよりで「事業の理念・概要」「各校の取組」などを掲載したことで、「地域との連携・協働の意義、実践の様子」を広く市民に周知することができた。

今後の課題と事業推進の方向

- (1) 学校と地域が確認した「学・社・民の融合による教育」の意義、学校と地域が連携・協働する意義を、今後も中・長期的な視点で充実を図っていけるよう、教職員や社会教育関係者、地域団体などが連携・協働できる環境づくりを進める必要がある。
- (2) 学校運営協議会制度などで、「目指す子ども像」「目指す地域像」を共有し、「学校や地域が、何をどこまで担うのか」を話し合い、できる取組を進めていくことが重要である。各校が「重点化」と「目標共有を経た役割分担」をよりよい形で進められるよう、区教育支援センターと連携して各校への情報発信やサポートに一層、力を入れていく。これらの取組が、「教職員の負担軽減や多忙化解消」にもつながっていくものとする。
- (3) 感染症の影響を受けたものの、昨年度に比べてボランティアの活動回数や延べ人数は増加した。ボランティアの実人数は、昨年度より増加しているが、全体的に減少傾向にある。より多くの保護者や市民などにボランティアに参加していただき、「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」を推進していきたい。そのために、全体研修会や事業通信などを活用してボランティア募集の工夫や効果が見られた取組などを市内各校に情報共有できるようにしていきたい。
- (4) 令和5年度は、学校運営協議会制度が導入されて2年目となり、学校運営協議会と地域と学校パートナーシップ事業のつながりが重要になってくる。各校の地域教育コーディネーター、地域連携担当教職員には、自校の教育ビジョンを理解し、「学校と地域の橋渡し」「地域教育コーディネーターと教職員との橋渡し」を行っていくことが求められる。全体研修会で目標共有を経た役割分担の好事例の紹介、「事業通信」の発行、区教育支援センターと連携した情報発信及び問い合わせへの対応などにより、各校が学校運営協議会と地域と学校パートナーシップ事業のつながりをより意識して取組を推進できるように努めていく。

6 令和5年度の事業

(1) 事業推進に向けた方策

- ① 取組の重点の明確化
 - ・学校運営協議会などによる目標共有と役割分担の一層の推進
 - ・コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体化の好事例の紹介
- ② 「特色ある教育活動」の市民への周知の推進
 - ・地域と学校ウェルカム参観日の開催による事業の周知
 - ・各種たより等による事業の周知
 - ・アンケート結果の有効活用
- ③ 持続可能な事業のための研修の充実
 - ・教職員を対象とした校内研修充実の支援（自校の課題を解決する話し合い場面を取り入れたスライドデータの配付）
 - ・校長として自校の課題をどう解決していくか考えることに焦点を当てた新任校長研修会
 - ・新任地域教育コーディネーター研修の開催（先輩コーディネーターの講話を取り入れる）
- ④ 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善
 - ・複数制の推進

(2) 地域教育コーディネーターの勤務

- ① 身分 パートタイム会計年度任用職員（1年間の任用）
- ② 待遇
 - ・報酬 … 1時間1,200円
 - ・保険 … 健康保険・厚生年金保険・雇用保険等は、週の所定労働時間が20時間以上（兼務の場合も含めて）となる方は加入。公務災害の対象
 - ・交通費 … 通勤手当（2km以上）、市内出張等旅費の費用弁償あり（車の場合@22円/km）
- ③ 1校当たりの年間勤務時間

小学校	9学級以下…585時間, 10～19学級…635時間, 20学級以上…675時間
中学校	9学級以下…480時間, 10～19学級…530時間, 20学級以上…570時間
中等教育学校	…850時間
特別支援学校	…635時間
高等学校	…400時間

※ コーディネーターを複数配置する学校に、年間10時間（予定）を追加配当する。

※ 各校、週16時間の勤務を原則として実施しているが、校長の判断により勤務内容に応じた勤務時間の柔軟な対応は可能である。

※ 新任コーディネーターや区研修幹事など、特別な役割を担うコーディネーターに対し出務時間を特別配当する。

(3) 事業費等（1校当たり）

- ① 配当額（食糧費，郵便料相当の総額）

小学校	9学級以下…8,000円, 10～19学級…10,000円, 20学級以上…12,000円
中学校	9学級以下…8,000円, 10～19学級…10,000円, 20学級以上…12,000円
中等教育学校	…12,000円
特別支援学校	…10,000円
高等学校	…12,000円

※ 需用費に関しては、学校配当予算からの執行を可能とした。

- ② 電話料 コーディネーター専用の携帯電話（学校に1台）
- ③ 賃借料 パソコン、プリンター、デジタルカメラ

(4) 本事業にかかる研修

① 地域と学校パートナーシップ事業研修会

	第1回	第2回	第3回
趣旨	・今年度の事業概要を知る。 ・関係者の顔合わせと区の研修計画の立案をする。	・地域連携における校長のマネジメントのあり方を知る。	・事業を推進するために必要な実務上のスキルを学ぶ。
日時 会場	<西・西蒲区の全学校> 令和5年5月12日(金) 14:30~16:30 会場:黒崎市民会館 <中央・江南区の全学校> 令和5年5月15日(月) 14:30~16:30 会場:黒崎市民会館 <秋葉・南区の全学校> 令和5年5月16日(火) 14:30~16:30 会場:黒崎市民会館 <北・東区の全学校> 令和5年5月17日(水) 14:30~16:30 会場:東区プラザ	令和5年8月1日(火) 14:30~16:30 会場:総合教育センター	<小学校, 特別支援学校> (北・東・中央・江南) 令和5年11月15日(水) 14:30~16:30 会場:黒崎市民会館 (秋葉・南・西・西蒲) 令和5年11月17日(金) 14:30~16:30 会場:黒崎市民会館 <中学校, 中等教育学校, 高等学校> 令和5年11月21日(火) 14:30~16:30 会場:黒崎市民会館
対象	地域連携担当教職員 地域教育コーディネーター	新任校長	地域連携担当教職員 地域教育コーディネーター
内容	1 今年度の事業方針説明 2 情報交換および区研修の計画づくり	1 研修説明 2 講義 3 グループワーク	1 全体研修 2 グループワーク

※ 区研修実施のための研修幹事会

第1回 令和5年7月6日(木) 東区プラザ 第2回 令和6年1月19日(金) 黒崎市民会館

② 新任コーディネーター研修

	第1回	第2回
日時 会場	令和5年4月20日(木) 14:30~16:30 会場:黒崎市民会館	令和6年1月16日(火) 14:30~16:30 会場:黒崎市民会館
対象	新任地域教育コーディネーター	新任地域教育コーディネーター
内容	・パートナーシップ事業の理解 ・コーディネーターのサービス・勤務の理解 ・コーディネーターの実務の理解	・パートナーシップ事業の理解 ・コーディネーターのサービス・勤務の理解 ・1年間の振り返りと今後の取組

③ 教職員対象の研修

研修会名	開催月	対象	備考
中堅研修	7月~	教職員	期間内に市総合教育センターHPの動画を視聴
新任転入事務職員研修	7月	新任事務職員	対面で実施
ミドルリーダー研修	11月	教職員	対面で実施

今後の事業推進に向けた取組と課題

地域教育推進課

1 持続可能な事業システムの構築		事業開始17年目を迎える。コミュニティ・スクール(CS)導入2年目において、CSの推進力となるパートナーシップ事業の持続可能なシステム構築を目指す。
	学習指導要領の理念 「社会に開かれた教育課程」の実現への対応	◇「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた当事業の在り方について、各種取組を通して検証していく必要がある
1-1	<p>令和5年度の取組</p> <p>「社会に開かれた教育課程」の実現</p> <p>① 教育課程を介してその目標を社会と共有。 ➡ 教育総務課（CS講座の開催）</p> <p>② 求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し、育んでいく。 ➡ 学校支援課（学習指導要領の実施）</p> <p>③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。 ➡ 地域教育推進課（地域と学校パートナーシップ事業）</p> <p>「重点化」と学校運営協議会などにおける「目標共有」「役割分担」にかかわる進捗状況や事業推進の状況について情報提供と働きかけを行う。</p>	ご意見
	校内体制の確立	◇校内研修の確実な実施などにより、地域連携の意義や、今後の取組の方向性などについて、全教職員がしっかりと共通理解する必要がある
1-2	<p>令和5年度の取組</p> <p>・学校マネジメント研修で説明を行う。 ・新任校長を対象とした事業研修を実施する。 ※8月1日に研修会を実施済み ・地域連携担当教職員の校務分掌への位置づけと職責の明確化を図る。 ・地域教育推進課作成のスライド（パワーポイント）を活用した校内研修を実施し、自校の課題解決策について話し合う。</p>	ご意見
	地域教育コーディネーターを含めた学校職員の多忙化解消	◇重点化や目標共有、役割分担により、事業の取組が充実すること、また多忙化解消にもつながっていくことをより多くの教職員に理解してもらう必要がある。
1-3	<p>令和5年度の取組</p> <p>・地域教育コーディネーターの複数配置を推進、年5回の公募を実施する。 ・「実施計画書」「実施報告書」の記載事項の重点化を図る。 ・研修会や、校内研修資料（スライド）で「重点化」と「目標共有、役割分担」について取り上げ、各校での確実な取組を促す。 ・パートナーシップ事業の推進が多忙化解消につながっている事例を紹介していく。</p>	ご意見

1-4	地域教育コーディネーターの服務・勤務と研修	<p>◇全ての地域教育コーディネーターが自身の服務・勤務、職務内容について理解を深めていく必要がある。また、新任コーディネーターが見通しをもって職務に取り組めるようにしていく必要がある。</p> <p>◇全体研修会、区研修会の実施内容の工夫が必要である。</p>
	<p>令和5年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターのニーズにも応じながら研修内容を決定していく。 ・「パートナーシップ事業通信 縁の下」による情報発信を行う。 ・新任コーディネーター研修会において、経験豊富なコーディネーターの講演を行う。 ・研修幹事の選任、区の実態や必要感に応じた区研修を実施する。 	ご意見

2 市民への周知、広報活動		<p>市民への調査によると当事業の認知度は高いとはいえない。CSと当事業とのつながりを広く市民に周知し、多くの市民の参画により事業を進展させていく必要がある。</p>
2-1	学校からの情報発信の推進	<p>◇地域と学校ウェルカム参観日の実施方法を工夫し、継続していく必要がある。</p>
	<p>令和5年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域と学校ウェルカム参観日」を実施する。 ・広報活動の充実を図る。 	ご意見
2-2	マスメディアとの連携	<p>◇本事業に関する報道は「学校での特色ある取組」といった内容になることが多く、事業の意義や成果などがクローズアップされにくい状況にある。</p>
	<p>令和5年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報・区だより、新聞等掲載の際の「地域と学校パートナーシップ事業」の文言挿入を奨励する。 ・市報への連載等、広報活動の充実を図る。 	ご意見

3 市立高等学校への事業の拡大		<p>新学習指導要領の内容を踏まえ、地元への誇りと愛着を育む。</p>
3-1	各校の「年度の重点」をより踏まえた事業の推進	<p>◇事業推進について、小・中学校、中等教育学校との情報共有を進めていく必要がある。</p> <p>◇市立高等学校、県立高等学校それぞれの取組の実際や成果、課題を共有できる仕組みづくりも課題である。</p>
	<p>令和5年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を訪問し、進捗状況を視察する。 ・研修会、市民向けの講座での高等学校の取組の周知を図る。 	ご意見